

自治基本条例をつくる会 会議概要

第65回会議	
開催日時	平成21年10月7日(水) 18:30~20:30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	10名 岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、徳重洋子 林 芳久、山田義隆、弓取康英
事務局	副市長、企画課(主幹)
協議概要	<p>1 第64回の会議概要について → 承認。</p> <p>2 協議事項</p> <p>* 自治基本条例原案について協議</p> <p>第27条(審議会等委員の公募)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公正かつ中立性を期するため」→削除：あえて入れる必要がないのではないか。 <p>第28条(協働)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「街」→「まち」「市民及び市」→「市、市民及び議会」「協働に」→「協働の」に修正 ・第2条で「協働」の定義があるので、条文解説に協働の定義は削除 <p>第29条(地域コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「積極的」削除「なければならない」→「に努めなければならない」 ・「自治会等」の具体的な組織名は入れなくても良いので削除。条文の解説で具体的な例示をする。 ・第2条の(4)地域コミュニティの定義中、「市民」→「地域住民」修正 <p>第30条(住民投票条例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例はすでに制定されているが、あえて基本条例で制定を規定するものである。条例廃止が簡単に出来ないようにする仕組みが必要である。 ・住民投票の具体的な手法は、住民投票条例で規定されるので、基本条例で決める必要はない。 ・「確認」→「直接問う」に修正 <p>【次回の開催について】</p> <p>第66回会議：平成21年10月14日(水) 18:30~第2委員会室</p> <ul style="list-style-type: none"> * 条例・解説・意見等をはじめから整理しながら、条文の再修正をする。 ・第31条~